

再評価チェックリスト

1 事業概要

事業の名称	東京都市計画道路 補助第136号線	評価該当要件	5年間継続	2回目
実施主体	東京都(建設局)	事業所管部署	道路建設部街路課	
都市計画決定(当初)	昭和22年度	事業認可年度(当初)	平成13年度	事業期間: H13年度~H22年度
都市計画決定(最新)	平成4年度	事業認可年度(最新)	令和4年度	事業期間: H13年度~R7年度
事業箇所	足立区扇一丁目~同区関原一丁目	事業規模	評価対象区間延長 840m	
事業概要	<p>補助第136号線は、足立区扇一丁目を起点とし葛飾区新宿二丁目を終点とする延長約8.1kmの都市計画道路である。今回評価区間は、足立区扇一丁目から同区関原一丁目までの延長840mの区間について、幅員20mの道路を新設するものであり、平成24年度に「特定整備路線」として選定されている。</p> <p>本区間の整備により、市街地の延焼を遮断するとともに、避難路や緊急車両等の通行路となるなど、地域の防災性が向上する。また、交通の円滑化が図られ、歩行者や自転車の通行の安全性、快適性が向上する。さらに、電線類の地中化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出する。</p>			

2 社会経済情勢等の変化(事業の必要性等に関する視点)

<p>社会経済情勢等の変化 (認可時点から変化がある場合は変化・変更内容欄に記載)</p> <p>(社会経済情勢の変化)</p> <p>本路線周辺地域における地震に関する地域危険度測定調査結果は、平成25年と比較して、改善しているものの、高い水準となっている。</p> <p>○(地震に関する地域危険度測定調査をもとに対象路線が通過する各町丁目のランクを平均して算出)</p> <p>平成25年:火災危険度ランク4. 4、総合危険度ランク4. 4</p> <p>令和 4年:火災危険度ランク3. 9、総合危険度ランク4. 0</p> <p>(関連する他事業等の進捗状況の変化・変更内容)</p> <p>【補助第136号線(扇)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に事業着手しており、交通開放済み <p>【補助第136号線(関原・梅田その2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年度に事業着手しており、交通開放済み <p>【補助第136号線(足立)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に事業着手しており、用地取得は88%で工事は実施中 <p>【補助第138号線(興野)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に事業着手しており、用地取得は93%で工事は実施中
--

3 事業の投資効果(事業の必要性等に関する視点)

定量的効果 B/C	1.6		
現在価値化総便益額(B)	211.9億円	現在価値化総費用額	130.5億円
走行時間短縮便益	170.1億円	工事費	75.9億円
走行経費減少便益	34.9億円	用地費	50.4億円
交通事故減少便益	6.9億円	維持管理費	4.2億円
定性的効果			
<p><交通> ・交通渋滞の解消</p> <p> ・物資流動円滑化への寄与</p> <p> ・バスの定時性</p> <p> ・迂回交通の減少</p> <p><景観> ・都市景観の向上</p> <p><防災> ・緊急車両の走行</p> <p> ・延焼遮断</p> <p> ・災害時の避難路の確保</p> <p> ・消防活動困難地域の解消</p>	<p><くらし> ・公共施設へのアクセス向上</p> <p> ・土地利用の転換・高度化</p> <p><安全> ・交通事故の減少</p> <p> ・バリアフリー化</p> <p> ・自転車や歩行者のための空間確保</p>		

4 事業の進捗状況(事業の必要性等に関する視点)

事業費の執行状況 (R4年度末時点)			
	用地費	工事費	合計
全体事業費	7,573百万円	1,401百万円	8,974百万円
執行済額	7,392百万円	571百万円	7,963百万円
(執行率)	97.6%	40.8%	88.7%
用地取得状況 (R4年度末時点)			
	取得予定面積(A)	既取得面積(B)	用地取得率(B/A)
	13,925㎡	13,637㎡	97.9%
一定期間を要した背景、地元の理解・協力の状況			
多くの地権者から事業への理解・協力を得られたが、権利関係に課題のある画地等があり、用地折衝に時間を要している。			
事業の進捗状況・残事業の内容			
<ul style="list-style-type: none"> 用地は約98%取得しており、残る未取得用地についても積極的に折衝を行い、早期取得に努める。 令和3年3月には東側区間の約200m、令和5年7月には西側区間の約210mにおいて、交通開放を行った。 残る区間についても、用地取得状況を踏まえて、順次工事を実施していく。(排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等) 			

5 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、未取得用地の早期取得を目指し、折衝を進める。 引き続き、用地取得状況及び関係機関との協議状況を踏まえて、順次工事を実施していく。(排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等)

6 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性
(新工法の採用、事業手法や施設規模等の見直しの可能性)
一般的な街路築造工事であるため、施工にあたって、事業手法、施設規模等を見直す可能性は極めて少ない。
その他、日々の事業執行におけるコスト縮減等の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 施工にあたっては、建設発生土の再利用や再生材の使用を行っていく。 無電柱化にあたっては、東京都無電柱化計画(R3.6改定)を踏まえ、新材料等を積極的に活用し、コスト縮減に取り組む。 低炭素アスファルトの原則活用を通じ、二酸化炭素の排出量抑制に繋げる。

7 対応方針(原案)

総合評価	<p>(事業の必要性等に関する視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定整備路線は、木造住宅密集地域を改善するために重要な都市計画道路である。 市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両等の通行路となるなど、地域の防災性が向上する。 交通の円滑化が図られるとともに、歩行者や自転車の通行の安全性、快適性が向上する。 電線類の地中化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出する。 <p>(事業の進捗の見込みの視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地は約98%取得済みであり、残る未取得用地についても早期取得を目指し、折衝を進める。 用地取得状況及び関係機関との協議状況を踏まえて、順次工事を実施していく。(排水管工事、企業者工事、電線共同溝工事、街路築造工事等) <p>補助第136号線は、延焼遮断帯や避難路としての機能、周辺地域の交通渋滞緩和、快適で安全な歩行空間、良好な都市景観の創出の観点から、事業の必要性が高く、早期の効果発現を図ることが適切。</p> <p>中止の場合は、事業効果を発現できないだけでなく、これまでの投資に見合った整備効果も得られなくなる。</p>
対応方針(原案)	継続